

文化財分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○第17期文化審議会文化財分科会における答申状況

第17期文化審議会文化財分科会（平成29年4月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2545件の答申を得た。

指定・選定等	213件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 <small>せんじゆじ みえいどう せんじゆじ によらいどう</small> ・専修寺御影堂、専修寺如来堂 等	19件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 <small>もくぞうせんじゆかんのりゆうぞう れんげおういんほんどうあんち</small> ・木造千手観音立像（蓮華王院本堂安置） 等	69件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 <small>のうはやしかたこつづみ おおくらげんじろう</small> ・能囃子方小鼓 大倉源次郎 等	11件
重要無形民俗文化財の指定 <small>ちちぶよしだ りゆうせい</small> ・秩父吉田の龍勢 等	6件
史跡名勝天然記念物の指定 <small>かそりかいづか</small> ・加曾利貝塚 等	89件
重要文化的景観の選定 <small>かつしかしばまた ぶんかてきけいかん</small> ・葛飾柴又の文化的景観 等	11件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 <small>ふくやましともちようでんとうてきけんぞうぶつぐんほぞん ちく</small> ・福山市鞆町伝統的建造物群保存地区 等	3件
選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定 <small>きんぎんし ひらはくせいさく とりはらゆうじ</small> ・金銀糸・平箔製作 鳥原雄治 等	5件

登録・記録選択等	655件
登録有形文化財（建造物）の登録 <small>さがえしやくしよちようしや</small> ・寒河江市役所庁舎等	628件
登録有形文化財（建造物）の抹消 <small>しよせんぼうくり</small> ・勝専坊庫裏等	11件
登録有形民俗文化財の登録 <small>はこねざいく せいさくようぐおよ せいひん</small> ・箱根細工の製作用具及び製品等	2件
登録記念物の登録 <small>なんかいじしんとくしまけんじしんつなみひ</small> ・南海地震徳島県地震津波碑等	7件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 <small>かすみがうら ほびきあみりよう ぎじゆつ</small> ・霞ヶ浦の帆引網漁の技術等	7件
現状変更等	1677件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	17件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	2件
史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等	1652件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	5件
重要美術品の認定の取消し	1件

2. 今後の課題

- 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

○国宝（美術工芸品）の指定

もくぞうせんじゅかんのりゅうぞう れんげおういんほんどうあんち
木造千手観音立像（蓮華王院本堂安置）

一千一軀

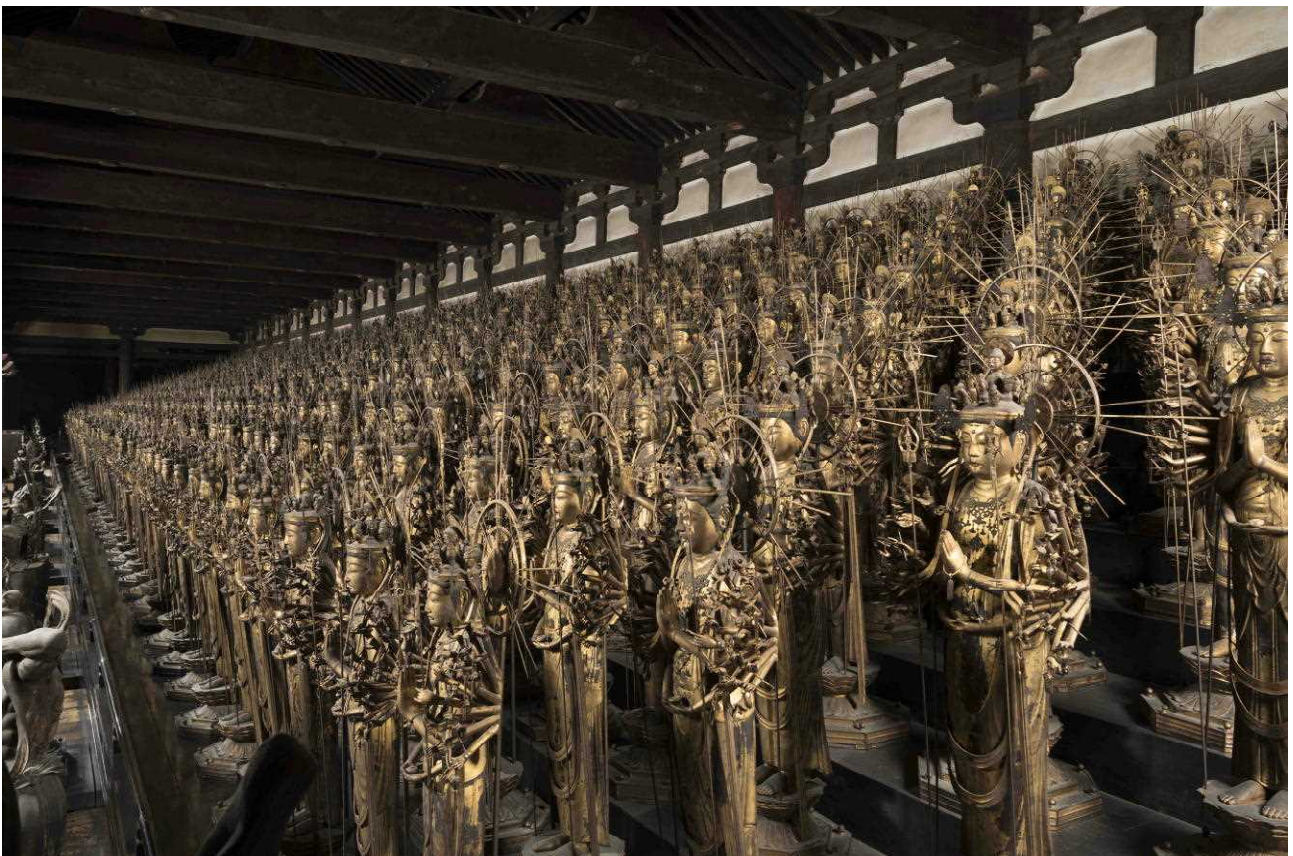
【所有者】

宗教法人妙法院（京都府京都市東山区）

三十三間堂の通称で知られる蓮華王院本堂は、後白河上皇の御願として、平清盛の請負により造営が行われ、長寛2年（1164）に供養の儀が営まれた。堂内に立ち並ぶ千体の等身千手観音像は、大がかりな造寺造仏が盛んに行われた当時であっても破格の規模を誇る大群像であった。建長元年（1249）の火災で堂が焼失、文永3年（1266）まで17年をかけて再興が行われ、それ以来数次にわたる修理を経ながら、千体仏はおおむね原容をとどめて今日に伝わる。

創建当初像は124軀を数え、繊細で優美な院政期の中央仏師の技量をよく示している。大半を占める鎌倉再興像は運慶の長子、湛慶率いる慶派に京都仏師の院派、円派を加えた主流三派の仏師たちにより製作され、当時の彫刻界の縮図をみる感がある。

王朝文化の華やかさと、壮大な規模を伝える記念碑的作例であるこの群像を、45年に及ぶ保存修理が終了したのを契機として国宝に指定する。



○特別史跡の指定

かそりかいづか 加曽利貝塚

【所在地】
千葉県千葉市

加曽利貝塚は、縄文時代中期の直径140mの環状の北貝塚と、縄文時代後期の長径190mの馬蹄形の南貝塚から成る大規模な集落跡である。この規模は、東京湾東岸の北部に集中する大型環状・馬蹄形貝塚群のなかではもちろん、全国的にみても最大級で、遺存状態も極めて良好であり、また縄文時代中期中葉から晩期中葉までの集落変遷も詳細に追える稀有な事例である。遺構や遺物からは当時の生活復元、例えば、丁寧に埋葬されたイヌからは人とイヌとの親密な関係性がわかり、動物遺存体からは当時の生業や食生活の復元ができ、さらには、他地域から搬入された装身具等からは広域交流の実態解明も可能である。

この他に、考古学史的にみると、加曽利貝塚は明治期から今日まで継続して研究されている稀有な遺跡であり、この研究を通して加曽利E式土器や加曽利B式土器が設定されるなど、その重要性は極めて高い。そのうえ、昭和30年代後半期に全国展開した保存運動は埋蔵文化財保護の歴史を代表するものであり、貝塚断面を直接観察できる整備手法や博物館活動は埋蔵文化財の整備・活用に関する先駆的存在として知られ、教科書に掲載される等、知名度も高く、広く国民に知られ親しまれた、我が国文化の象徴として特に重要な史跡である。



加曽利貝塚 空撮（全景）

○重要無形民俗文化財の指定

秩父吉田の龍勢ちちぶよしだ りゅうせい

秩父吉田の龍勢は、埼玉県秩父市下吉田しもよしだにある棕神社むくの秋季例大祭時に、五穀豊穡ごこくほうじょうや天下泰平等を願って、煙火えんかを打ち上げる奉納行事である。

龍勢は、松材まつざいをくりぬいて作った火薬筒に黒色火薬こくしよくか やくを詰めてタガを掛け、竹製の矢柄やがらを長く取り付けたもので、全長は20メートルほどあり、「農民ロケット」とも呼ばれている。龍勢の製造と打ち上げは、耕地こうちと呼ばれる小集落を基礎とする27の流派ごとに行われ、この流派が製造技術や仕掛け等に独自の系統と伝承を持つ。

当日は、芦田山あしだやまの麓ふもとに設けられた櫓やぐらから、30本程度の龍勢が一日かけて打ち上げられる。口上こうじょうの後、点火された龍勢は、白煙を噴きながら300メートルほど上空まで舞い上がり、背負物しょいものと呼ばれる落下傘らっかさんや唐傘からかさ、有色の花火玉等の仕掛けを空中で鮮やかに展開させる。

民間に伝承されてきた打ち上げ式の煙火えんかは、龍勢や流星等と記され、関東地方や東海地方、近江地方等にその存在が知られているが、現存例は少ない。

当文化財は、煙火の製造から打ち上げまでを地域の人たちが行っている希少例であって、我が国における打ち上げ式の煙火典型的なものとして、奉納煙火の習俗の変遷や地域的な展開を考える上で重要である。

